

## 新制度等の主な内容

### 放置違反金制度

車両の使用者の責任を強化し、標章が取り付けられた車両について運転者が反則金の納付等をしないときは、都道府県公安委員会は、車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることができることとする。

また、放置違反金の納付を繰り返し命ぜられた常習違反者に対しては、一定期間、車両の使用を制限する命令を行うことができることとする。

### 放置車両の確認と標章の取付けに関する事務の民間委託

放置車両の確認と標章の取付けに関する事務(確認事務)を民間に委託することができることとする。

また、警察署長は、地域住民の意見・要望等を踏まえ、駐車監視員が重点的に活動する場所・時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定・公表することとする。

### 短時間駐車の違反車両に対する取締り強化

短時間駐車の違反車両に対する取締りについての従来の問題点を解消するため、放置車両であることが確認できた車両については、駐車時間の長短にかかわらず確認標章の取付け対象とする。

### 車検拒否制度

放置違反金を滞納して公安委員会による督促を受けた者は、滞納が解消されない限り、車検手続を完了できないこととする。